## 京都市告示第263号

子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第52条第1項の規定に基づき、次のとおり、特定地域型保育事業者(小規模保育事業C型)に係る法第29条第1項の規定による確認の効力を一部停止(新規利用者の受入停止12箇月)します。

令和3年8月4日

## 京都市長 門川 大作

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	地域型保育 事業の種別	処分の内容及びその期間
			事未り/性が	
山住 幸代	にこにこ 山住保育室	京都市南区唐橋西寺町50	小規模保育事業 C型	確認の効力一部停止 (令和3年9月1日から令和4年8月31日 までの12箇月間,新 規利用者の受入停止)

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)